

令和5年9月 県土整備委員会（事前）

令和5年9月11日（月）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

山西委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（11時01分）

これより県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の9月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることといたします。

【提出予定議案等】（説明資料（その2））

- 議案第2号 令和5年度徳島県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第12号 道路法施行条例の一部改正について
- 議案第17号 令和5年度県単独道路事業費に対する受益市町負担金について
- 議案第18号 令和5年度県営都市計画事業費に対する受益市町負担金について
- 議案第19号 令和5年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について
- 議案第20号 令和5年度流域下水道事業費に対する受益市町負担金について
- 議案第21号 令和5年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について
- 議案第22号 大鳴門橋自転車道設置工事の委託契約について
- 議案第23号 徳島県立国府支援学校校舎棟新築工事のうち建築工事の請負契約について
- 議案第32号 令和4年度徳島県流域下水道事業会計決算の認定について
- 報告第2号 令和4年度決算に係る資金不足比率の報告について
- 報告第4号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 徳島環状線「末広・住吉高架橋（仮称）」高架下活用計画（案）について
（資料1、資料2）
- JR四国の設計業務について（資料3）
- 徳島環状線（末広住吉工区）の今後の予定について（資料4）
- 台湾インバウンドチャーター便について（資料5）

松野県土整備部長

それでは、今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

県土整備委員会説明資料（その2）の2ページの目次を御覧ください。

御審議いただきます案件は、まず、令和5年度9月補正、一般会計・特別会計予算といたしまして、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為、その他の議案等といたしまして、条例案、受益市町村負担金、委託契約、請負契約、徳島県流域下水道事業会計決算の認定、資金不足比率の報告及び専決処分の報告でございます。

3ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

この度の補正予算につきましては、公共事業予算については、当初予算計上額を上回る国庫内示が得られたことによる国土強靱化の加速を進めるもの、また、持続可能な物流、公共交通の実現を図るための、長期化する燃料価格高騰への対応などに要する事業費を計上しております。

それでは、表の下から3段目、計の欄を御覧ください。

左から3列目の補正額の欄に記載しておりますとおり、県土整備部合計で62億5,401万2,000円の増額をお願いしております。

その右隣の計の欄には、補正後の額を記載してございますが663億4,422万円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載しているとおりでございます。

4ページを御覧ください。

特別会計でございますが、今回特別会計の補正はございません。

5ページを御覧ください。

このページから11ページにかけては、補正予算に係る各課別の主要事項説明でございます。

まず、道路整備課でございます。緊急地方道路整備事業費として20億2,028万2,000円の補正をお願いしております。

6ページを御覧ください。都市計画課でございます。

公園整備事業費として14億4,102万円の補正をお願いしております。

7ページを御覧ください。水管理政策課でございます。

堰堤改良事業費など合計2億4,942万6,000円の補正をお願いしております。

8ページを御覧ください。河川整備課でございます。

津波・高潮危機管理対策緊急事業費など合計1億460万円の補正をお願いしております。

9ページを御覧ください。砂防・気候防災課でございます。

地すべり対策事業費など合計2億4,400万円の補正をお願いしております。

10ページを御覧ください。運輸政策課でございます。

運輸対策費や港湾補修事業費など合計21億3,898万4,000円の補正をお願いしております。

11ページを御覧ください。次世代交通課でございます。

交通政策調整費など合計5,570万円の補正をお願いしております。

12ページを御覧ください。既に御承認いただき事業を実施しております、一般会計における継続費の変更についてでございます。

都市計画課の鳴門総合運動公園野球場改築事業につきまして、令和5年度の進捗状況に伴い年割額や財源を変更しようとするものでございます。

13ページを御覧ください。

このページから21ページにかけては繰越明許費でございます。繰越明許費を早期に設定することにより、適正な工期を確保し県土強靱化と建設現場の働き方改革をより一層推進するため、この度繰越明許費の設定をお願いするものであり、今回、新たに御承認をお願いする事業の翌年度繰越予定額を記載してございます。

21ページを御覧ください。

表の最下段、右から2列目の翌年度繰越予定額の欄に記載のとおり、県土整備政策課ほか8課の合計欄につきましては162億6,564万4,000円となっております。

22ページを御覧ください。債務負担行為でございます。

道路整備課の道路改築事業工事請負等契約につきまして、債務負担行為の限度額の変更をお願いするものでございます。

この事業につきましては、早期発注に努め、公共事業を切れ目なく実施できるよう努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

23ページを御覧ください。

その他の議案等でございます。条例案でございますが、ア、道路法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、高架下の道路空間について、有効利用を推進するため占用料の区分を新たに設定するものでございます。

24ページを御覧ください。

受益市町村負担金でございます。このページから30ページにかけては、道路整備課、都市計画課、砂防・気候防災課、水・環境課及び運輸政策課が所管する事業につきまして、事業の実施を予定しております市町村ごとに、事業内容、事業費、負担金の額、事業費に対する負担金の割合を記載いたしております。これらの事業につきましては、地元市町村と事前に十分協議をした上で実施しておりますので、御理解を頂けますようお願いいたします。

31ページを御覧ください。委託契約でございます。

ア、大鳴門橋自転車道設置工事に係る委託契約でございますが、随意契約により資料に記載の法人に委託しようとするもので、御承認をお願いするものでございます。

32ページを御覧ください。請負契約でございます。

ア、徳島県立国府支援学校校舎棟新築工事のうち建築工事に係る請負契約でございますが、一般競争入札により、資料に記載の共同企業体が落札いたしましたので、御承認をお願いするものでございます。

33ページを御覧ください。令和4年度徳島県流域下水道事業会計決算の認定についてでございます。

これは、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見を付けて議会の認定を頂くため、今議会に提案しようとするものでございます。

なお、この事業会計の決算の概要につきましては、先の6月定例会におきまして、御説明させていただいたところであります。

34ページを御覧ください。

令和4年度決算に係る資金不足比率の報告についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づきまして、港湾等整備事業特別会計と流域下水道事業会計の二つの事業会計について、令和4年度決算に係る資金不足比率を報告するものでございまして、両会計とも資金不足額は発生してございません。

35ページを御覧ください。

資金不足比率の議会への御報告に先立ちまして、同法の規定により、県監査委員による審査をお願いしております。その結果、次の36ページに記載しております資金不足比率審

査意見書の第5、審査の結果及び意見欄にございますとおり、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正なものとしてお認めいただいております。

38ページを御覧ください。専決処分の報告についてでございます。

このページから39ページにかけては、道路事故の損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について記載しております。藍住町などで発生しました道路事故11件につきまして、それぞれ記載の賠償金額で和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、御報告を4点ほどお願いしたいと思います。

資料その1を御覧ください。

第1点目は、徳島環状線「末広・住吉高架橋（仮称）」高架下活用計画案についてでございます。

先の6月定例会で御報告させていただいた計画素案について、去る7月3日から8月2日にかけてパブリックコメントを実施しました。徳島県高架下活用計画検討会におきまして、計画案として取りまとめたところでございます。

なお、素案からの変更はございません。今議会での御論議を経て、10月中に策定したいと考えております。

2点目でございます。資料その3を御覧ください。

JR四国の設計業務についてでございます。新ホールの附帯施設である新駅につきましては、新ホールの見直しの検討を進めていることから、昨年8月にJR四国と締結した施行協定に基づく詳細設計業務を出来高に応じて精算し、業務を一旦終了してございます。当初協定金額の約1,300万円に対し、精算額は約218万円となります。

なお、新ホール見直しの結果、設計業務の再開となった場合は当該成果を引き継げるよう事務処理を行っております。

また、これに関連いたしまして、本日の総務委員会におきまして、新ホール整備に関する県民アンケートの結果を公表していると聞いてございます。新ホール等に関する幾つかの項目がある中で、新駅についても尋ねていると承知しておりまして、電話アンケートの中では、整備すべきが36パーセント、整備すべきでないが64パーセント、書面アンケートの中では、整備すべきが25パーセント、整備すべきでないが75パーセントとなっていると聞いております。併せて御報告いたします。

3点目でございます。資料その4を御覧ください。

徳島環状線（末広住吉工区）の今後の予定についてでございます。

徳島環状線（末広住吉工区）におきましては、阿波しらさぎ大橋南詰めから安宅交差点までの約1キロメートルの区間を供用してございます。現在、安宅交差点以南の0.8キロメートルの区間で整備を進めている状況でございます。

順次、整備を進めてまいりました高架橋と、末広大橋盛土部との接続に向けまして、これまでの南向きに加えまして、去る8月28日から北向き片側1車線の通行規制を実施しております。

今後、11月上旬に走行車線を外側の仮設道路に切り替えた上で、高架橋接続工事に着手

をいたしまして、令和8年中の暫定2車線、令和10年度末の完成4車線の供用を目指してまいります。

引き続き、関係機関と連携を図りながら、工事内容や通行規制につきまして、タイムリーに情報発信、事前通知を行ってまいりますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、4点目、資料その5を御覧ください。

台湾インバウンドチャーター便についてでございます。台湾のスターラックス航空によるインバウンドチャーター便の運航について、国との調整が整いまして、運航ダイヤが決定いたしました。詳細については資料に記載のとおりであります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

山西委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

原委員

私からは、説明の中にもありましたが、大鳴門橋桁下空間を活用した取組状況についてお伺いしたいと思います。

先般、大鳴門橋自転車道の完成イメージ動画が公開されるなど、整備に向けた機運が醸成されてきていますが、現在の取組状況を教えていただきたいと思います。

よろしくお願い致します。

山本高規格道路課長

ただいま原委員より、大鳴門橋自転車道の取組に関する御質問を頂いたところでございます。

大鳴門橋自転車道につきましては、平成30年4月に神戸淡路鳴門自動車道が全通20周年を迎えたことを契機として、大鳴門橋の桁下空間における自転車道の設置につきまして、兵庫県及び本州四国連絡高速道路株式会社と連携して、検討に着手いたしております。

これまでに、自転車道設置に伴う影響を確認するための構造解析や風洞試験などをはじめ自転車道の配置や構造の検討を行い、令和4年度までに自転車道本体や渦の道改修に係る基本設計が完了いたしております。

こうしたことから、今年度は兵庫県や本四高速と共に事業着手に向けた諸手続を進めておりまして、本9月定例会に本四高速との本体工事の委託契約に関する議案を提出させていただいております。

今後、本議案につきまして御承認いただけましたら、本県と本四高速との間で本契約を締結させていただき、その後、本四高速におきまして工事発注手続を進め、詳細設計に着手する見込みとなっております。

また、道路法や自然公園法などの法的手続も併せて実施する予定といたしております。

引き続き、令和9年度の完成に向け関係機関と連携し、しっかりと取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

原委員

令和9年度の完成に向け、連携して頑張っていただけということで、大変楽しみであります。

ただ、大鳴門橋自転車道が完成すれば、サイクリストをはじめとする多くの観光客が現地を訪れることが想定されます。

一方で、現在の鳴門公園、渦の道においても繁忙期には駐車場が不足しており、周辺の道路では渋滞が発生しております。

今後、周辺対策について、どのように検討を進めていくのか伺います。

山本高規格道路課長

ただいま原委員より、大鳴門橋自転車道の受入環境に関する御質問を頂きました。

大鳴門橋自転車道につきましては、委員からもお話がありましたとおり、サイクリストのみならず多くの観光客の利用が見込まれておりまして、こうした方々を県全体に誘導していくことが必要となることから、現在、徳島県自転車活用検討委員会や、有識者や地元関係団体などで構成されております大鳴門橋自転車道検討部会におきまして、各サイクリングルートの活用をはじめとする魅力向上などのソフト面について議論を進めているところでございます。

具体的には、例えば大鳴門橋自転車道からJR鳴門駅に至るサイクリングルートの設定でありますとか、案内路面標示、また大鳴門橋架橋記念館エディへのサイクルステーションの整備などの検討を進めているところです。

また、来訪者の方々に満足いただくためには、観光客の増加に対する受入体制を含めた魅力向上のためのソフト面の充実が重要と考えておりまして、これには地元関係者の方々との連携が不可欠であると考えております。

こうしたことから、検討部会などを通じまして鳴門市や地元関係者と共に連携し、引き続き、サイクリストをはじめとする多くの来訪者に満足いただける受入環境の充実に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

原委員

本施設は本州四国間の交流はもとより、インバウンドの拡大にもつながるものと考えており、整備効果は非常に高いと地元を含め大いに期待しております。

この整備効果をより高めるためには、県だけではなく地域が主体となって、施設の魅力向上のための受入体制を構築することが重要であり、引き続き鳴門市や地元関係者と連携し、検討を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、台湾インバウンドチャーター便について、今、御説明がありましたが、先般、福岡県へ委員会視察に行っていました。日本のゲートウェイと言われているところで、就航便としましては韓国、台湾、香港、中国、フィリピン、シンガポール、ベトナム、タイ、アメリカと、数多くの海外との直行便が既存路線としてあります。

今、阿波おどり空港と福岡空港間を1日2往復いたしておりますが、今後、徳島ー福岡線の利用拡大に向けて、福岡空港をハブ空港としてインバウンド誘客してはどうかと思いますが、何かあれば教えていただきたいと思います。

北川次世代交通課推進幹

ただいま、福岡空港をハブにしたインバウンド誘客について御質問を頂いております。

徳島ー福岡線につきましては、平成28年7月に機材がジェット化されるとともに、平成30年3月からは2便化されまして、現在まで運航されているところでございます。

県といたしましては、ジェット化を契機に徳島ー福岡線の団体利用が見込まれることから、団体利用を実施する旅行会社に対する支援制度を設けるとともに、平成30年度からは個人旅行にも支援制度を拡大いたしまして、利用促進を図っているところでございます。

また、航空機を利用した旅行商品造成に向け、福岡県の旅行会社やメディアへのセールス、本県アンテナショップ、福岡空港や博多駅におきましてPRイベントなどを実施いたしまして、旅行商品の造成促進や本県の魅力発信、福岡県と双方向の交流にも取り組んできたところでございます。

さらに、香港季節定期便を契機に、旅行日程の都合で片道しか直行便が御利用できない方に向けましては、福岡空港、羽田空港を経由したルートですとか、訪日外国人向け航空運賃割引制度を周知いたしまして、利用促進に努めてきたところでございます。

委員お話しのとおり、多くの方が訪れる福岡から人を呼び込むため、市街地からも近く利便性が高く、そして多くの国際路線を有する福岡空港を経由して徳島阿波おどり空港へインバウンドをはじめとする誘客を図ることは、交流人口の拡大のみならず徳島ー福岡線の搭乗率向上にも有効であると認識しているところでございます。

今後とも、徳島ー福岡線利用拡大に向けまして、観光部局や航空会社等と連携し、航空運賃の割引制度、福岡空港経由の来県方法などを、セールスの場やSNSなどを通じて周知することによりまして、インバウンド誘客を見据えた交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

原委員

インバウンド誘客には既存路線の活用も大事な視点だと思っております。

既存路線活用に注力していただいて、ゆくゆくは徳島ー福岡線の増便につながるよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

古川委員

今回、補正でスーパーヨットの誘致の事業が計上されておりますけれども、隙間を突いて徳島に、しかもアプローチしてくれたということで、こういう事業の調査をするのだと思いますけれども、こういう隙間の事業、また徳島にアプローチしてくれたという、こういうチャンスの一つ一つ生かしていくというのはすごく大事だと思うのです。

こういうのを一つ一つ、ものにしていけるかどうかでかなり違ってくると思うので、そのあたりの調査をしっかりと、力を入れてやってほしい。

おいしい話であればしっかりとつかんでいくし、いろんなことを言う人もおるのですけ

ども、県だけでやるのであれば、多少のことは乗り越えてやっていってほしいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この経済効果、需要調査で300万円、あと船舶代理店への誘致活動で50万円ということで、どこかに委託して調査をしようとしているのかなと思うのですが、しっかりしたところを選んで、しっかりした需要調査は大事だと思いますので、そのあたりをどうやっていこうと考えているのか。県内のちょっとしたところ、付き合いのあるところに頼むのではなく、専門的なところに頼まなくてはいけないと思いますので、そういうことをしようとしているのか。また船舶代理店への誘致活動というのは50万円を何しようとしているのか。チラシを作って配る感じかなとは思ったりもして。どんなことをするべきなのかしっかり考えているのか、そのあたりを教えてください。

原田運輸政策課長

ただいま古川委員より、スーパーヨットの誘致推進事業につきまして御質問を頂いております。

まず、スーパーヨットは、外国人の富裕層などが個人所有する全長24メートル以上の大型クルーザーでございます。これを誘致することによりまして、例えば食事や観光、土産物等の購入とか、船内で料理する食材の調達でありますとか、船のメンテナンス、それから給油など、港を通じた地域振興に大きな効果があると考えております。

こういったことから、スーパーヨットの誘致を推進するために、国あるいは瀬戸内海の沿岸自治体と連携いたしまして経済効果や需要等を調査し、誘致活動を実施するというものでございます。

具体的には、調査といたしまして世界のスーパーヨットの動向でありますとか、国内の寄港実績の把握、それからスーパーヨットを誘致するための船舶代理店がございまして、そういったところでありますとか、業界団体等へのヒアリングを実施いたしまして、需要、経済効果の調査をいたしたいと思っております。

あと、スーパーヨットについては、海の駅というものがあれば来やすいというお話もございまして、そういったものを徳島のほうに登録するための広報活動を実施してまいりたいと思っております。

委員からお話もありましたように、こういったものを委託させていただきまして、様々な調査をさせていただきたいと思っております。

誘致活動につきましては50万円を計上させていただいておりますが、これは船舶代理店とか協会等へのヒアリングとか、誘致するための旅費ということで計上してございます。

古川委員

どういうところに委託するのかというのは言及がなかったですけども、既にあるのか、まだこれから考えるのかもよく分からないのですが、先ほど言ったように、とにかく需要調査をしっかりとできるところに頼んで、力を入れてものにしてほしいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、徳島環状線の末広住吉工区については長期間の通行規制があるということで、事前に詳しく説明いただいたのでここでは聞きませんが、とにかく地元の、近隣の住民の方

にはそれなりの影響があるかなと思っておりますので、このあたりはしっかりと十分な理解を得るように、取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

山西委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で県土整備部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時28分）